

## 会長選挙規程

### 選挙管理委員会

- 第1条 運営委員会は、会長選挙に関する事務を選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に委嘱する。
- 委員の数は3名以上とし、その過半数は運営委員以外の正会員でなければならない。
  - 委員長は、委員の中から互選される。
  - 委員会は、投票締切日及び開票日ならびに開票場所、その他選挙の執行に必要な事項を定める。

### 会長候補者の推薦

- 第2条 委員長は、日本チェンバロ協会会員(以下「会員」という。)の正会員に対し、会長候補者の推薦を求める。
- 会長候補者は、会員であるものとする。ただし、委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。
  - 推薦者は、同一の候補者を複数の正会員の連名により推薦することができる。ただし、自らを推薦することはできない。
  - 推薦にあたっては、委員会が定める日時までに、委員会の定める推薦書を委員会に提出しなければならない。
  - 会長候補に推薦された者が辞退する場合には、委員会が定める日時までに、文書を委員会に提出しなければならない。

### 会長の選出

- 第3条 会長は、選挙により選出される。
- 選挙は、記号式投票により行ない、最多数を得た者を当選者とする。ただし、上位2名の候補者の得票数が同数であった場合には、生年月日の早い者を当選者とする。
  - 選挙は、無記名により行われる。
  - すべての投票は、委員会の定める投票用紙ならびに投票用封筒を用い、郵送によってこれを行わなければならない。
  - すべての有権者は、開票に立ち会う権利を有する。

### 選挙権

- 第4条 選挙の行われる年度の初めの日に正会員の資格を有する者は、選挙権を有する。

### 無効票

- 第5条 次に掲げる投票のうち、いずれかに該当するものは無効とする。
- イ 郵送用封筒に委員会が定める期日を過ぎた消印が押されているもの
  - ロ 郵送用封筒に住所及び氏名が記入されていないもの
  - ハ 郵送以外の方法によるもの
  - ニ 投票用紙または投票用封筒に記名または押印されているもの
  - ホ 委員会の定めによらない投票用紙または投票用封筒が使用されているもの
  - ヘ 2名以上の候補者に投票されているもの
  - ト 投票用紙上に指定された記号以外の記号を用いて投票したもの
  - チ 他事を記載したもの

### 選挙結果の告知

- 第6条 委員会は、会報やホームページに当選者を掲載する等の方法により、会員に対し選挙結果を告知しなければならない。

### 付則

- 本規程は、2014年5月6日制定施行する。